

日本老年社会科学会選挙規程

平成 23 年 11 月 18 日改訂

2024 年 6 月 3 日改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、学会会則第 11 条および第 15 条に基づき、選挙が会員の自由な意志により公明適正に行われるために必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 2 条 選挙のために選挙管理委員会（以下「委員会」という）をおく。

2 委員会は 3 名をもって構成し、委員長 1 名を互選する。

第 3 条 委員会の委員は理事会が理事のなかから選出する。

第 4 条 委員会は次の事務を行う。

- 1) 選挙人名簿の作成
- 2) 選挙の公示
- 3) 選挙用書類の作成・配布および投票画面の作成
- 4) 開票
- 5) 当選者の公示
- 6) その他、選挙が適正に行われるために必要な事項

(被選挙権および選挙権)

第 5 条 被選挙権および選挙権は、正会員が有する。ただし、会費を 2 年以上未納の会員は、被選挙権および選挙権を有しないものとする。

(選挙期日)

第 6 条 役員任期満了による選挙は、その任期の終わる日の前 3 か月以内に行わなければならない。

2 選挙の公示は、投票締切日の少なくとも 14 日前に行わなければならない。

(投票)

第 7 条 投票は、別に定めるところにしたがい、電子投票システムを用いて行う。

2 有権者は、投票期間内に 1 回のみ投票することができる。

3 投票は、理事については 3 名以内、監事については 1 名を候補者のなかから選ぶこと
によって行う。

第 8 条 投票に不正があると認められたとき、委員会は当該投票を無効とすることができる。

(選挙に関する事務)

第 9 条 選挙に関する一切の事務は委員会以外が行ってはならない。

(当選人)

第 10 条 有効投票の多数を得たものから当選人とする。

2 最低順位の当選人が 2 人以上ある場合は、会員歴の長い者から順次当選人とする。

3 理事と監事の両方に当選したものがあつた場合は、理事の当選を優先させ、監事については、次点者を繰り上げて当選人とする。

4 当選人が辞退したときは、次点者を繰り上げるものとする。

(当選人の公示)

第 11 条 当選人を決定したならば、委員会はすみやかにその氏名および得票数を公示するとともに、当選人にその旨を通知しなければならない。

(その他)

第 12 条 この規程の施行に関して疑いが生じた場合は、委員会が別に定め、理事会にその旨を報告しなければならない。

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更することができない。

附則 1 この規程は、平成 15 年 6 月 19 日から施行する。

附則 2 この規程は、2024 年 6 月 3 日から施行する。